

うるま市告示第167号

うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年7月24日

うるま市長 中村 正人

うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の循環型農業の促進及び畜産振興を図るため、市内の畜産農家が自ら生産する堆肥の登録等に要する経費に対し、予算の範囲内において、うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、現に本市に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 畜産農家又は本市内に主たる営業所を有する農業法人
- (2) 国税、県税及び市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が次に掲げる事項に該当するときは、助成対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が事業主であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契

約を締結しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、次の各号に掲げる堆肥の登録等に関するものとする。

- (1) 特殊肥料の生産に関する届出
- (2) 普通肥料の生産に関する登録申請
- (3) 指定混合肥料に関する届出
- (4) その他市長が認めるもの

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 助成対象経費の対象となる期間は、申請受付を開始した日の属する年度の4月1日から3月10日までとする。

(助成金の上限)

第5条 助成金の額は、前条第1項に定める助成対象経費の合計額とする。ただし、助成金の上限額は、同一の助成対象者に対し10万円までとする。

(助成金の交付申請受付期間)

第6条 助成金の交付申請受付期間は、市長が別に定める申請受付開始日から、当該申請受付を開始した日の属する年度の3月10日までとする。ただし、当該期日が、うるま市の休日定める条例(平成17年うるま市条例第2号)第1条第1項又は第2項に定める市の休日となる場合は、次の開庁日までを助成金の交付申請受付期間とする。

(助成金の交付申請等)

第7条 助成金の交付を申請しようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、畜産農家堆肥生産普及助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請をするに当たって、申請者は、消費税及び地方消費税相当額を控除して交付申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により助成対象者から助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し、畜産農家堆肥生産普及助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の指定する口座に助成金を振込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者がこの告示に違反し、又は不正行為があったと認められる場合は、交付決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、畜産農家堆肥生産普及助成金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第3号）により、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月24日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費
1．届出又は登録申請に係る手数料
2．成分分析費用
3．その他市長が特に必要と認めた経費

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者 印
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

畜産農家堆肥生産普及助成金交付申請書兼請求書

うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金の交付を受けたいので、うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の額

経費合計額 円
助成金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 肥料生産に関する届出又は申請書の写し
- (3) その他参考資料

3 振込先

振込先	金融機関・支店名			
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

畜産農家堆肥生産普及助成金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市畜産農家堆肥生産普及助成金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

- 1 決定の内容

交付

不交付
- 2 交付決定額

円
- 3 理由（不交付の場合）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



畜産農家堆肥生産普及助成金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交
付決定したうるま市畜産農家堆肥生産普及助成金について、下記のとおり交付決定を取
り消しましたので、うるま市畜産農家堆肥生産普及助成金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規
定により、交付決定の取消しを通知するとともに、下記の金額を請求します。

記

返還請求金額 円

返還金納入期限 年 月 日

返還方法

返還を求める理由（取消し事由）